

標準報酬月額決定における報酬月額の算定の特例の見直し（回答） — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長（当時）：秋山 収元内閣法制局長官）に諮り、同会議から「保険料を負担する者の負担の公平性を確保する観点から、随時改定においても報酬実態に即した標準報酬月額とするため、報酬月額の算定の特例の見直しをする必要がある」との意見をいただきました。

これを踏まえ、平成 29 年 3 月 24 日に厚生労働省保険局及び年金局に改善方策のあっせんを行い、同年 9 月 25 日に回答を受領しました。

その後、平成 30 年 3 月 1 日付けで、厚生労働省保険局長及び同省大臣官房年金管理審議官連名通知が改正され、同年 10 月以降の随時改定から保険者算定が適用されることになりました。

（行政相談の要旨）

私と同僚は同じ部署で給与も同じであったが、同僚は平成 26 年 1 月 1 日に定期昇給し、私は、同年 4 月 1 日に定期昇給があった。同年 7 月に健康保険及び厚生年金保険の保険料の見直しが行われた際、同僚は、「定時改定」が行われて、これまでと同じ標準報酬月額とされた。しかし、私は、同年 4 月 1 日に定期昇給があったため、「随時改定」が適用され、これまでよりも高い標準報酬月額となり、同僚よりも保険料が 2 万円以上高くなってしまった。定期昇給時期の違いにより標準報酬月額が著しく変動することのないようにしてほしい。

（注）本件は、本省及び愛媛行政評価事務所が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、保険料を負担する者の負担の公平性を図る観点から、報酬実態に即した標準報酬月額とするため、随時改定においても年間の報酬の月平均額との比較により標準報酬月額を算定することができるよう、報酬月額の算定の特例を見直すことについて検討する必要がある。

（回答要旨）

標記あっせん内容である健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額の随時改定の取扱いについては、ご指摘を踏まえて保険者算定による随時改定が可能となるように必要な見直しを行うこととした。

見直しの実施に当たっては、実施機関である日本年金機構及び医療保険者と所要の調整が必要であるが、早期に実施できるよう努めてまいりたい。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 田中、原

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>